

木材流通のスマート化に係る「木材検収及び強度推定アプリ」の開発業務委託

記載資料	記載項目	質疑事項	回答
1 募集要領	2(3)	開発着手予定はいつになりますでしょうか。	令和2年9月下旬を予定しています。
2 募集要領	2(3)	事業終了は何年何月でしょうか。事業終了期限になった際に、課題が残っていた場合はどうなりますでしょうか。	令和3年2月26日までが契約期間となります。なお、募集要領に記載のとおり、1年目の成果に基づき、2年目以降、改修等の単独随意契約の締結を検討しているため、価格提案書(様式2)により3年間の開発目標・スケジュール等を提案頂くこととなります。ただし、2年目以降の契約は、保証されるものではありませんので留意願います。
3 募集要領	2(4)	業務委託金額4,950千円となっておりますが、木材検収及び強度推定アプリの2つのアプリを開発する補助額でしょうか。	委託上限額4,950千円は、2つのアプリを試作する委託費となります。
4 企画提案仕様書	2	「当初の計画」に相当する、令和3年度以降の想定予算額の開示をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。	令和3年度以降の予算は未定で、提示できません。
5 企画提案仕様書	3(1) ①	機械学習やディープラーニングに供するための教師データをご提供頂けると考えておりますが、いかがでしょうか。ご提供頂ける場合、どのような内容・分量となりますでしょうか。(対象物・枚数・解像度・画像フォーマット等)	データは当センターから提供を予定しております。なお、必要量等については、受託者の有する知見・技術等により異なるため、一概に示せるものではないと考えます。試作に必要な内容・分量を提案願います。
6 企画提案仕様書	3(1) ①	例えば、短径を計測するために、大きさの目安となる物体を同時に撮影頂きたいと考えておりますが、いかがでしょうか。	大きさの目安の同時撮影について特に指定はありません。受託者側において必要性等を判断頂き、提案願います。
7 企画提案仕様書	3(1) ①	「短径」の定義およびアプリで実現すべき計測方法の基準を確認させて下さい。径の誤差の目標である±5%は、どのような定義に従って定められた正解値に対する誤差でしょうか。 ※想定 「木口を楕円で近似した際の短径」「木口の輪郭に対して、重心を通る最短径」「木口の輪郭に対して、年輪の中心を通る最短径」など。	「短径」の測定方法については、樹皮を除いた木口内に収まる最大の真円の直径の長さとなります。この測定値と、アプリでの解析値の誤差が、±5%以内となります。
8 企画提案仕様書	3(1) ①	納品伝票等の様式(Excel)形式とありますが、体裁を崩すことなくExcelで開ける形式という認識でよろしいでしょうか。弊社ではExcelスプレッドシート2003XML形式での対応を検討しております。	ご認識のとおりです。受託者側の持つ知見・技術に基づき提案願います。 なお、出力データについては、府内の利用者がスムーズにデータの受け取りが行えるよう、「3(2)開発に係る現地調査・分析・報告」に関する業務により、利用者の使用環境等を把握のうえ、アプリ開発を進めることとなりますので留意願います。
9 企画提案仕様書	3(1) ①	京都府が指定する納品伝票等の様式(Excel形式)について、具体的に出力すべき項目の提示をお願い致します。また従うべきレイアウト(Excelの雛形ファイル)があれば、合わせて提示をお願い致します。	府内の利用者が実際に活用している納品伝票における項目(伐採場所・森林所有者名・日時・出荷先・樹種・本数・径級・材長・材積等)を踏まえ、受託者側の知見に基づき、適切なレイアウト構成を提案願います。 なお、「3(2)開発に係る現地調査・分析・報告」に関する業務により、利用者の使用環境等を把握のうえアプリ開発を進めることとなりますので留意願います。
10 企画提案仕様書	3(1) ①	チョークの色やマークの付け方はこちらから提案をさせて頂く事でよろしいでしょうか。またチョークを使わない丸太も4種類の色分けのうちに入れてもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、現場で実際に行う作業が最小限になることを想定したうえで提案願います。
11 企画提案仕様書	3(1) ①	樹種は何種類程度を想定しておられるでしょうか。また、種類による木口の特徴(色・形・模様等)の違いはあるでしょうか。違いがある場合はサンプル画像の例示をお願い致します。	樹種はスギ・ヒノキを想定しています。 なお、木口の特徴等については、個体差と併せて、スギとヒノキの樹種による差はありますが、画像データ(教師データ)の提供は受託者選定後となります。提案者の持つ知見に基づき、提案願います。
12 企画提案仕様書	3(1) ①	アプリの使用場所として主に想定されているのは土場・市場のいずれでしょうか。また丸太はどのような単位で管理すべきでしょうか。1本単位、またははい積み単位など、具体的なユースケースのご提示をお願い致します。使用場所とも関連して、木口の汚れの有無、断面の位置の奥行き方向へのバラツキの有無等、撮影対象となる丸太に対し、どういったバリエーションが存在するか例示をお願い致します。また丸太の管理単位と関連して、アプリでの自動解析と同時に入力・管理すべき情報があれば提示をお願い致します。(例えば位置情報など)	アプリ使用環境については、土場・市場両方を想定し、丸太の管理は、はい積み単位で本数・丸太一本毎の径・材積を集計することを想定しています。 なお、使用環境のバリエーションについては、木口の汚れ・断面位置の不揃い・皮の厚さ・影等様々な状況が考えられます。受託者側の知見に基づき、適切なシステム構成を提案願います。 また、入力・管理情報についても、府内の利用者が実際に現場で管理する情報(伐採場所・森林所有者名・日時・検収者名・運送者名・出荷先等)を踏まえ、適切なシステム構成を提案願います。
13 企画提案仕様書	3(1) ②	「～加速度センサー等を用いて計測した固有振動数により強度を推定するシステムも併せて提案すること。」とありますが、本提案も見積に含めるのでしょうか。含める場合は、加速度センサー等の費用も見積に含めるのでしょうか。	ご認識のとおりです。

	記載資料	記載項目	質疑事項	回答
14	企画提案仕様書	3(1) ②	強度の推定は1本単位ですべての丸太に対して行う必要があるでしょうか、それともはい積み我代表するいずれか1本に対して行えば良いでしょうか。前者の場合、丸太検収データとも(はい積み単位ではなく)1本単位で紐付ける必要があるでしょうか。	強度の推定は1本ごとに行い、全ての丸太に紐付けしてください。
15	企画提案仕様書	3(1) ②	強度の推定に関して、精度の目標値はあるでしょうか。	原木の強度推定にあたっては、固有振動数から求める既存の知見を用いることから、推定に係る精度について、特に定めはありません。
16	企画提案仕様書	3(1) ②	「JAS法に基づく登録認定機関において認証した機械等級区分装置(ただし、打撃振動方法に限る)による測定方法」に関して、それらの公開情報の所在、もしくは「第〇条」のように一意に特定できる情報の明確化をお願い致します。	JAS法に基づく登録認定機関である(一社)全国木材検査・研究協会のホームページ内の「製材のJAS制度-製材の日本農林規格-(5)強度性能の表示について-■機械による等級区分法-全国木材検査・研究協会が認証した機械等級区分装置」をご確認ください。 <a href="http://www.jlira.jp/index.html">http://www.jlira.jp/index.html</a>
17	企画提案仕様書	3(1) ②	「JAS法に基づく登録認定機関において認証した機械等級区分装置(ただし、打撃振動方法に限る)に準拠した測定機器である、加速度センサー等」に関して、それらの公開情報の所在、もしくは「第〇条」のように一意に特定できる情報の明確化をお願い致します。	JAS法に基づく登録認定機関である(一社)全国木材検査・研究協会のホームページ内の「製材のJAS制度-製材の日本農林規格-(5)強度性能の表示について-■機械による等級区分法-全国木材検査・研究協会が認証した機械等級区分装置」をご確認ください。 <a href="http://www.jlira.jp/index.html">http://www.jlira.jp/index.html</a>
18	企画提案仕様書	3(1) ②	サンプルとなる音声データもしくは加速度データはご提供頂けると考えておりますが、いかがでしょうか。ご提供頂ける場合、どのような内容・分量となるでしょうか。(対象物・データ数・データ長・ファイルフォーマット、ビットレート等)	企画提案仕様書に記載のとおり、様々な使用環境が想定されるため、京都府とともにデータ収集することを想定します。固有振動数から求める既存の知見を用いることから、少量になると考えられますが、試作に必要な内容・分量を提案願います。
19	企画提案仕様書	3(1) ③	弊社のパッケージシステムをベースにカスタマイズ提案なのか、新たなソフトウェアを開発することを想定されていますか。	企画提案仕様書に記載のとおり、新規開発を基本としますが、本業務の目的が達成可能な場合は既存アプリの改修も可能としています。受託者側の知見に基づき提案願います。
20	企画提案仕様書	3(1) ③	サーバー側の受信処理の実装については本作業の対象外であり、サーバー側で公開する仕様に合わせてアップロードを行うものと考えておりますが、いかがでしょうか。	ご認識のとおりで、京都府が指定するサーバー側の処理の実装は本業務の対象外です。ただし、京都府が指定するサーバー側が定める仕様に合わせて、受託者はアップロードを行うこととなりますので留意願います。
21	企画提案仕様書	3(2)	現地の調査・分析や関係者への報告会の対応は、委託費の中で実施するものと考えておりますが、いかがでしょうか。	ご認識のとおりです。
22	企画提案仕様書	4(3)	必要な機材(スマートフォン等)について、委託費の中で、受託者が調達するものと考えておりますが、いかがでしょうか。また貸与とは動作検証に際して、京都府様に貸し出すという意味と考えておりますが、いかがでしょうか。	ご認識のとおりです。
23	企画提案仕様書	4(4)	「不具合の修正や動作改善等、京都府からの指摘や問い合わせに迅速に対応できる体制を整える」とあるが、体制構築は今回事業の契約期間内のみ、つまり本契約終了後は対象外と考えておりますが、いかがでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、評価基準のとおり、納品後の保守体制や開発後の使用変更の対応等を評価のうえ、受託者を選定することとなりますので、留意のうえ提案願います。
24	企画提案仕様書	6(2) ②	成果品の開発したアプリの設計に関する資料ですが、自社ノウハウの部分もあるためソースコードのご提出は控えたいたいですか、サイトマップのようなアプリ構成図のご提出でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	企画提案仕様書	6	成果品のドキュメント類に京都府様ご指定の様式などはあるでしょうか。	特に様式の指定はありません。
26	企画提案仕様書	7	開発は京都に常駐になりますでしょうか。貴センターの担当者様とのやり取りはどのようになりますか。受託者に一任されるのではなく、協議・調整しながら進めるプロジェクトメンバーのような参画となりますか。	常駐の必要はありません。本業務は、京都府と受託者とで、協議・調整のうえ進めることとなりますので、企画提案書作成要領2(2)次表②または④等に記載のとおり、役割分担・スケジュール等を提案願います。
27	企画提案仕様書	8(1)	著作権はどうなりますか。製品化をして、リセールしてもよろしいでしょうか。	著作権等については、企画提案仕様書8(1)に記載のとおりとなります。なお、開発したアプリについて、受託者に製品化していただき、府内の事業者への利用を想定しています。もし可能であれば、著作権法等の法的根拠・解釈を記述いただき、府内の利用者への普及方法についても提案願います。
28	企画提案仕様書	9	受託者が本業務を遂行する上で再委託は可能と考えておりますが、いかがでしょうか。	受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託してはなりません。ただし、京都府の承諾を得たときは、この限りではありません。企画提案書作成要領2(3)のとおり、関連業務の実績を踏まえた実施体制等を具体的に記載・提案いただくとともに、再委託の必要性や理由・内容等を記載・提案いただくこととなりますので留意願います。